平成２７年（フ）第６８４号
宮城県名取市植松４丁目17番24号　グリーンハイツタテコシＢ202号
債務者　高橋　之彦
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
埼玉県羽生市南５丁目７番地４
債務者　伊澤ゆき江
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２６３号
埼玉県深谷市上柴町西７丁目13番地15　マルベリーヒルＡ101号、旧住所埼玉県深谷市国済寺110番地10
債務者　竹川　陽子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７６号
富山県高岡市戸出1455番地１
債務者　池田　　功
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１０７号
富山県氷見市窪243番地１　ピースフルインマルジン206号、前住所富山県氷見市栄町19番18号　センチュリーハイツさかえ２－Ａ号室
債務者　釣井佐智子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１４号
富山県氷見市見内844番地
債務者　上仙すみ子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１９９号
長野市皆神台140番地１
債務者　宮本　厚志
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
長野市大字柳原1419番地１　柳原団地Ａ２－811
債務者　長谷川　健
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
長野市大字上駒沢133番地２　Ｃ－321
債務者　大野久美子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
長野市松岡２丁目17番10号　トドロキアパート東
債務者　矢嶌　友幸
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
岐阜市花月町１丁目４番地１（長屋ビル208号室）
債務者　鈴木　三男
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３５７号
岐阜市敷島町８丁目13番地２　（敷島マンション　306号室）
債務者　森　　孝明
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３６４号
岐阜市六条大溝１丁目３番15―301号　（大溝ビル）、前住所岐阜市六条江東１丁目２番24―205号　（ロイヤルハイツワコー２）
債務者　有吉　美子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０９号
兵庫県姫路市白国２丁目３番33号　サンヴィラ301、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区構５丁目223番地　寺島アパート１－２
債務者　奥田　綾那（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２０号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口789－１エスポワールメゾンＡ－202、住民票上の住所兵庫県加古川市東神吉町神吉399番地の14
債務者　魚住　佳代
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４７号
奈良市八条５丁目437－８　介護老人保健施設　佐保の里、住民票上の住所奈良市南京終町679番地の３
債務者　飯野眞紀子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
奈良地方裁判所